

平成24年12月3日より

平成24年11月  
財務省・税関

# 日米AEO相互承認

が双方向化されます。

これまで日本から米国向けの貨物について実施されてきた日米AEO相互承認について双方向化されます。

※ 日米AEO相互承認の双方向化については、「グローバル・サプライチェーン・セキュリティに関する日米共同声明(本年5月発表)」において、日米両国がAEO相互承認の更なる深化に取り組むこととなっております。共同声明の内容については、

[http://www.mofa.go.jp/mofai/kaidan/s\\_noda/usa\\_120429/gscs\\_gai.html](http://www.mofa.go.jp/mofai/kaidan/s_noda/usa_120429/gscs_gai.html)

を参照下さい。

米国税関が認めた輸出者<sup>(参考1)</sup>と取引を行う日本の輸入者の皆様は、以下の方法で、米国から日本に輸入される貨物について日本の税関手続で相互承認のメリットを受けることができます。

【参考1:米国税関が認めた輸出者】

米国のC-TPAT輸入者で輸出も行う事業者のうち、輸出に係る法令順守と貨物管理の体制が整備されている事業者として、米国税関が認めた輸出者

日本の輸入者の皆様が取引を行う米国の輸出者が、米国税関が認めた輸出者である場合には、その輸出者が保有する12桁の日米AEO相互承認用コード<sup>(参考2)</sup>が、米国の輸出者から日本の輸入者の皆様に通知されます。

日本の輸入者の皆様は、そのコードを日本での輸入申告の際にNACCSの海外仕出人コード欄に入力して下さい。

【参考2:米国税関が認めた輸出者が保有する日米相互承認用コード(12桁)の体系】

“A”+英数字7桁+国コード2桁(US)+数字2桁:(例)A1B34567US00

米国税関から米国税関が認めた輸出者に対して、このコードを日本の取引相手である輸入者に伝達するよう通知されています。

日米AEO相互承認の内容については、

[http://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/trade/facilitation/ka210626.htm](http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka210626.htm)

を参照下さい。

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関 電話:0138-40-4254

東京税関 電話:03-3599-6343

横浜税関 電話:045-212-6125

名古屋税関 電話:052-654-4169

大阪税関 電話:06-6576-3391

神戸税関 電話:078-333-3071

門司税関 電話:050-3530-8312

長崎税関 電話:095-828-0126

沖縄地区税関 電話:098-862-9291